

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の資産総額は、約1,772億円（平成26年3月31日現在）であり、土地や建物などの固定資産が約1,725億円で資産全体の97%を占めている。

負債額は約231億円であり、このうち、減価償却処理により費用が発生する都度、取崩して収益化する取り扱いとなる資産見返負債が負債全体の68%を占めている。なお、資産総額と負債額の状況は資料9-1-①-1のとおりとなっている（別添資料9-1-①-A）。

資料9-1-①-1 資産総額と負債額の状況

(単位：百万円)

決算期	資産総額 (A)	負債額 (B)	比率 (B/A)
平成21年度決算	177,863	20,873	11.7%
平成22年度決算	176,664	21,049	11.9%
平成23年度決算	176,924	22,377	12.6%
平成24年度決算	176,168	21,892	12.4%
平成25年度決算	177,210	23,070	13.0%

別添資料9-1-①-A

貸借対照表（平成21年度～平成25年度）

【分析結果とその根拠理由】

資産総額に対する負債の割合は安定的に低水準であり、負債内容も、返済を要しない資産見返負債や寄附金債務等が大部分である。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大でないと判断する。

観点9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の平成25年度の経常的収入は、運営費交付金が約55億円（収入総額の43%）、学生納付金収入が約35億円（同27%）、外部資金が約18億円（同14%）であり、収入総額の84%を占めている。

運営費交付金が漸減する中、学生納付金収入については、過去5年間、35億円前後と安定的に推移している。

また、外部資金についても、毎年15～18億円を確保している（資料9-1-②-1、別添資料9-1-②-A）。

資料 9-1-②-1 過去 5 年間の経常的収入

(単位：百万円)

年度	運営費 交付金	学生納付金 収入	外部資金				その他 収入	計
			補助金等 収入	産学連携等 研究収入	寄附金 収入	計		
平成 21 年度	6,613	3,545	634	318	912	1,864	742	12,764
平成 22 年度	5,649	3,616	380	270	1,088	1,738	496	11,499
平成 23 年度	5,688	3,538	470	243	878	1,591	463	11,280
平成 24 年度	5,468	3,460	500	288	830	1,618	634	11,180
平成 25 年度	5,484	3,461	359	333	1,151	1,843	1,647	12,435

(注 1) 学生納付金は、授業料及入学検定料収入である。

(注 2) その他収入は、雑収入、施設整備補助金、国立大学財務・経営センター施設交付金である。

別添資料 9-1-②-A

決算報告書 (平成 21 年度～平成 25 年度)

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学生納付金や外部資金などの自己収入を安定的に得ている。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入を継続的に確保していると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画を第 2 期中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画を年度計画の一部として、それぞれ教育研究評議会、経営協議会及び役員会等の審議を経て、学長が決定している。

これらの計画は文部科学省の認可後、法人情報として本学ウェブサイトに公開している (資料 1-1-①-1、資料 9-1-③-1)。

資料 1-1-①-1 「予算、収支計画及び資金計画」(国立大学法人一橋大学中期計画、6-10 頁)

資料 9-1-③-1 「予算、収支計画及び資金計画」(平成 26 年度国立大学法人一橋大学年度計画、9-11 頁)

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/pdf/H26nendo-k.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画は、役員会など関係会議の議を経て学長が決定し、本学ウェブサイトに公開している。

これらのことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等を適切に策

定し、関係者に明示していると判断する。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成25年度末において、損益計算書における経常費用は約108億5,000万円、経常収益は約109億3,000万円、経常利益は約8,000万円であり、臨時損益及び目的積立金取崩額を含めた当期総利益は約6,000万円となっており、損益上支出超過とはなっていない。

なお、借入金はない（資料9-1-④-1、別添資料9-1-④-A）。

資料9-1-④-1 損益計算書（要約）

（単位：百万円）

	経常費用 (A)	経常収益 (B)	経常利益 (B-A=C)	臨時利益 (D)	臨時損失 (E)	目的積立金 取崩額 (F)	当期総利益 (C+D-E+F)
平成21年度	11,289	11,281	-8	589	2	191	770
平成22年度	10,380	10,734	354	43	45	25	377
平成23年度	10,549	10,582	33	5	5	0	33
平成24年度	10,587	10,698	111	1	1	9	120
平成25年度	10,854	10,933	79	1	21	2	61

（注1）平成21年度は、第1期中期目標期間の最終年度のため、国立大学法人会計基準に基づき、退職手当残額等の国庫納付金相当分が当期総利益に計上されている。（国庫納付相当分を除く平成21年度の当期総利益は183百万円となる。）

（注2）平成22年度目的積立金取崩額欄の数字は、前中期目標期間繰越金取崩額である。

別添資料9-1-④-A

損益計算書（平成21年度～平成25年度）

【分析結果とその根拠理由】

毎年度の収支状況は、経営努力により当期総利益を計上している。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育研究評議会、経営協議会及び役員会等の審議を経て学長が決定した予算編成方針（別添資料9-1-⑤-A）及び予算配分基準（別添資料9-1-⑤-B）に基づき、適切に予算配分を行っている。

また、本学の教育研究を戦略的に向上させるための経費である大学戦略推進経費については、競争的資金への積極的な挑戦や、教育研究の活性に繋がる事業に対して優先的に予算を配分するなど、学長のリーダーシップ

プのもと、戦略に即した取組に対して重点配分を行っている。

なお、大学戦略推進経費は、学内公募の上、学長及び副学長等で構成する常任役員会で学長ヒアリングによる審査を行い、学長が採否等を決定している（別添資料 9-1-⑤-C）。

- ・ 別添資料 9-1-⑤-A
 - ・ 「平成 26 年度大学運営経費予算の編成に当たっての見直しのポイント」
 - ・ 「平成 26 年度運営費交付金算定上の予算と大学改革促進係数との関係」
 - ・ 「予算編成方針（新旧対照表）」
- ・ 別添資料 9-1-⑤-B
 - ・ 「予算配分基準（新旧対照表）」
- ・ 別添資料 9-1-⑤-C
 - ・ 「『平成 26 年度大学戦略推進経費』申請書の提出について（照会）」
 - ・ 「平成 26 年度大学戦略推進経費申請要領」
 - ・ 「平成 26 年度大学戦略推進経費の配分について」
 - ・ 「平成 26 年度大学戦略推進経費配分表」

【分析結果とその根拠理由】

予算は、予算編成方針及び予算配分基準に基づき、関係会議の議を経て適切に配分している。

また、大学戦略推進経費についても、競争的環境を醸成し、教育研究の活性化を図るため、学内公募や学長ヒアリングによる審査を行った上で、予算配分をしている。

これらのことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

「平成 24 事業年度財務諸表」等は、国立大学法人法第 35 条で準用する独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表等）に基づき作成し、通則法第 39 条（会計監査人の監査）に基づき監事及び会計監査人の監査を受け、平成 25 年 6 月 28 日に文部科学大臣に提出した。また、同年 9 月 24 日付けで文部科学大臣の承認を受け、10 月 17 日に本学ウェブサイトで公表するとともに（資料 9-1-⑥-1）、平成 25 年 10 月 7 日付官報（号外第 218 号）に公示している。さらに、『大学概要』に「決算」及び「予算」を掲載している（別添資料 9-1-⑥-A）。なお、「平成 25 事業年度財務諸表」等についても、文部科学大臣の承認を受けた後、本学のウェブサイトで公表するとともに、官報に公示することとしている。

また、本学では、財務に関する監査として、会計監査人監査、監事監査及び内部監査を実施している。会計監査人監査については、文部科学大臣の選任を受けた監査法人と監査契約を締結し、期中及び期末における監査を受けている。監事監査については、「国立大学法人一橋大学監事監査規則」（資料 9-1-⑥-2）、「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」（資料 9-1-⑥-3）に基づき、非常勤監事 2 人が当該年度の監査計画を策定し、監査を実施している。内部監査については、「国立大学法人一橋大学内部監査要項」（資料 9-1-⑥-4）、「国立大学法人一橋大学内部監査実施基準」（資料 9-1-⑥-5）に基づき、内部監査の実施に関し企画及び立案すること

を目的として学長のもとに置かれた内部監査室会議において、当該年度の内部監査計画を策定し、監査室が会計監査及び業務監査を定期的に行っている。

資料 9-1-⑥-1 「平成 24 事業年度財務諸表」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/H24zaimu.pdf>

資料 9-1-⑥-2 「国立大学法人一橋大学監事監査規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014200000000/41690210014200000000/41690210014200000000.html

資料 9-1-⑥-3 「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210014300000000/41690210014300000000/41690210014300000000.html

資料 9-1-⑥-4 「国立大学法人一橋大学内部監査要項」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210023000000000/41690210023000000000/41690210023000000000.html

資料 9-1-⑥-5 「国立大学法人一橋大学内部監査実施基準」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210023100000000/41690210023100000000/41690210023100000000.html

別添資料 9-1-⑥-A

「2012 年度決算」、「2014 年度予算」（『一橋大学概要 2014』、59 頁）

【分析結果とその根拠理由】

「財務諸表」等は、監事及び会計監査人から提出された報告書のとおり、関係法令に基づく適正な構成と手続きにより作成している。

また、財務に係る監査として、会計監査人監査のほか、「国立大学法人一橋大学監事監査規則」、「国立大学法人一橋大学内部監査要項」等に基づく監事監査及び内部監査を定期的に行っている。

これらのことから、「財務諸表」等を適切に作成しており、また、財務に係る監査等を適正に行っていると判断する。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に基づき、役員として、学長、理事 4 人及び監事 2 人を置いている。また、管理運営組織と

して、役員会、経営協議会、教育研究評議会を置き、大学運営に係る重要事項を審議している。さらに、学長を議長とする部局長会議を置き、部局長等と役員が、大学全般の業務に係る事項等の連絡・調整、協議を行っている。加えて、学長を補佐する副学長、学長補佐、役員を補佐する役員補佐を置き、サポート体制を強化している（資料3-1-①-1、資料9-2-①-1、資料9-2-①-2、資料2-2-①-2、資料2-2-①-5）。

事務組織は、総務、財務、学務、学術・図書の4部に加え、総合企画室からなる事務局と、各研究科・学部及び附置研究所に事務部を設置し（資料3-3-①-1、資料3-3-①-2）、平成26年5月1日現在188人の常勤職員を配置している（資料9-2-①-3）。

危機管理等に係る体制としては、円滑な大学運営に支障を来すことが想定される事態等に迅速かつ的確に対処するため、「一橋大学危機管理規則」を制定し（資料9-2-①-4）、危機管理室会議を設置、開催するとともに、「地震マニュアル」（別添資料9-2-①-A）や「学内警備マニュアル」の作成、改訂を行っているほか、平成23年度には、東日本大震災を契機として防災体制の見直しも行った。

法令遵守に係る体制としては、本学の学生、教職員その他の構成員の快適な大学生活を保障することを目的としたコンプライアンス室を設置し、各部局を通じて提出される「コンプライアンスレポート」により、学内に顕在又は潜在する多種多様な業務リスクに関する情報を収集している（別添資料9-2-①-B）。また、コンプライアンス対策徹底のため、平成24年12月から、コンプライアンス等を担当する副学長を新たに配置し、コンプライアンス研修の内容の精査を行ったほか、大学院入試における成績等開示サービスの実施体制について、その方針を示した。

研究費等の不正使用防止については、「一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項」を制定して研究費不正使用防止計画推進室を設置しているほか（資料9-2-①-5）、公的研究費の適正な管理・運営等に関するアンケートを実施することにより、制度の理解度を調査するとともに、予算執行状況を四半期ごとにモニタリングし、使用ルールと乖離する運用の有無について調査を行っている。

資料3-1-①-1 「国立大学法人一橋大学基本規則」

資料9-2-①-1 「国立大学法人一橋大学役員会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000300000000/41690210000300000000/41690210000300000000.html

資料9-2-①-2 「国立大学法人一橋大学経営協議会規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41690210000500000000/41690210000500000000/41690210000500000000.html

資料2-2-①-2 「国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則」

資料2-2-①-5 「一橋大学部局長会議規則」

資料3-3-①-1 「国立大学法人一橋大学事務組織規則」

資料3-3-①-2 「機構図」（『一橋大学概要2014』、9頁）

資料 9-2-①-3 常勤職員数一覧表（平成 26 年 5 月 1 日現在）

部・課・室名		常勤職員数	備 考
監査室		2	
保健センター		3	看護師及び栄養士
事務局		2	事務局長及び事務局付
総合企画室		3	
総務部	総務課	35	
	総務課評価・広報室		
	人事課		
	研究・社会連携課		
財務部	財務課	28	
	経理調達課		
	施設課		
学務部	教務課	36	
	学生支援課		
	入試課		
	国際課		
学術・図書部	学術情報課	27	
情報推進課		4	
商学研究科・商学部事務部		7	
経済学研究科・経済学部事務部		6	国際・公共政策大学院も扱う
法学研究科・法学部事務部		6	
社会学研究科・社会学部事務部		4	
言語社会研究科事務部		3	
国際企業戦略研究科事務部		7	
経済研究所事務部		15	
計		188	

資料 9-2-①-4 「一橋大学危機管理規則」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41990210005700000000/41990210005700000000/41990210005700000000.0.html

資料 9-2-①-5 「一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項」

http://www.hit-u.ac.jp/dlw_reiki/41990210011800000000/41990210011800000000/41990210011800000000.0.html

- ・ 別添資料 9-2-①-A
 - ・ 「大地震に遭遇したときは—危機回避の方法—」（カード版）
 - ・ 「授業中に地震が発生したときの教員の対応について」（日本語版・英語版）
- ・ 別添資料 9-2-①-B
 - 「国立大学法人一橋大学週間コンプライアンスレポート」

【分析結果とその根拠理由】

本学は、管理運営組織として役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置しており、事務組織として、総務、財務、学務、学術・図書の 4 部に加え、総合企画室からなる事務局と、各研究科・学部及び附置研究所に事務部を置き、188 人の常勤職員を配置している。

また、予期できない外的環境の変化等への対応、法令遵守、研究費等の不正使用防止などの危機管理等に係

る体制について、規則等に基づき整備を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生の意見やニーズについては、教育・学生担当副学長と学部生及び大学院自治会代表による定例懇談会（月1回）の開催や、『よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』（資料 6-1-②-2）等のアンケート調査の定期的な実施、学生意見箱の常設を通して把握に努めている。また、窓口業務を通じ、直接的な形での意見の吸い上げも行っている。

特に、今後拡大を検討している海外派遣留学に関する意見やニーズについては、留学後学生から提出される留学報告書（別添資料 8-1-②-A）等を定期的にレビューすることで把握しており、その情報をもとに執行部で改善策等について検討を行っている。留学報告書により把握した意見やニーズを管理運営に反映させた具体的事例としては、海外留学奨学金の財源（一橋大学基金及び JASSO）により奨学金の支給方法等が異なっており、受給者間での不公平を生じる可能性があったことから、制度運用の統一を図ったことなどがあげられる。加えて、現在学生のニーズについて統計的に分析できるよう、留学報告書等を改善するよう検討を行っている。

事務職員の意見やニーズについては、課長・事務長事務連絡会議を通して把握している。

学外関係者のニーズについては、本学ウェブサイトにて用件に応じた問い合わせ先を掲載し、適切に情報収集が行える体制を整えている（資料 8-1-③-2）。さらに、経営協議会学外委員から出された意見についても、管理運営に反映している。具体的には、甚大な災害への対応案についての意見を受け、補正予算を編成の上、防災倉庫を新営し災害用物資の備蓄を開始したほか、大学生協との相互協力に関する協定を結んだ。また、一橋大学基金について、個人を対象とした積極的な募金活動についての意見を受け、クレジットカードを利用した定期的な個人寄付制度（アニュアルギフト）を導入したほか、寄附者を対象とした特別講演会を新たに開催した。

資料 6-1-②-2 『平成 24 年度 よりよい一橋ライフのために～学生生活調査とその分析』

資料 8-1-③-2 本学ウェブサイト「お問合せ先一覧」

別添資料 8-1-②-A

「一橋大学海外派遣留学体験記」（例）

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員や学外関係者の管理運営に関する意見やニーズの把握のため、定例懇談会の開催やアンケート調査の実施、学生意見箱の常設、ウェブサイトへの問い合わせ先の掲載などにより、情報収集を行えるようにしており、寄せられた意見やニーズを管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な

形で管理運営に反映されていると判断する。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

本学では、国立大学法人法第10条第1項の規定により、役員として監事（非常勤）2人を配置している。監事による監査に関することは「国立大学法人一橋大学監事監査規則」に定めるとともに（資料9-1-⑥-2）、監査の実施に関することは「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」に定めている（資料9-1-⑥-3）。

監事は、監査計画の策定、監査の実施及び監査結果の報告等の業務を行うほか、年間を通して定期的開催される役員会等に出席して意見を述べるなどしており、監査結果については、「監事監査報告書」としてとりまとめ、本学ウェブサイト公表している（資料9-2-③-1）。

なお、監事監査は、中期計画の進捗状況、予算の執行状況、研究教育活動の状況等を確認することを目的として実施している。監査では、毎年度8部局程度を抽出し、監事が当該部局において部局長等から直接ヒアリングを行い、各部局の状況を把握し、意見交換を行うことにより、現場とのコミュニケーションを図っている。

資料9-1-⑥-2 「国立大学法人一橋大学監事監査規則」

資料9-1-⑥-3 「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」

資料9-2-③-1 「平成24年度監事監査報告書」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/pdf/H24kanji.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

監事は、「国立大学法人一橋大学監事監査規則」及び「国立大学法人一橋大学監事監査実施基準」に基づき、監査計画の策定、監査の実施及び監査結果の報告等の業務を遂行しているほか、役員会等に出席し意見を述べるなどしている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

事務職員の研修については、「職員研修計画」を策定しており、必要な知識・技能の習得・向上を図り、職員の活性化に資するとともに、業務の能率化を図るため、業務管理、業務改革、職場の管理、部下指導育成の4つの機能別に研修体系を構築している。具体的研修としては、階層別研修、分野別専門研修、基本スキルアップ研修、自己啓発支援の4つの体系の下に各研修を位置づけている（別添資料9-2-④-A）。

平成25年度には、事務改善に係る集中討議・全体討議に延べ215人、メンタルヘルス研修に27人が参加したほか、学内語学研修、海外研修（長期・短期、帰国後に海外研修報告会を実施）にも語学能力の向上を必要

とする職員が参加している（別添資料 9-2-④-B）。また、関係機関主催の専門分野別研修（会計事務研修、学生指導職員研修、図書館教育研修など）、自己啓発を目的とする研修（放送大学の科目等履修など）にも幅広く参加している。役員や幹部職員については、国立大学協会主催の大学マネジメントセミナーをはじめ、全国規模あるいは関東地区、東京地区別の連絡協議会等に参加している。

- ・ 別添資料 9-2-④-A
「平成 26 年度一橋大学職員研修計画」
- ・ 別添資料 9-2-④-B
「平成 25 年度一橋大学職員研修実績」

【分析結果とその根拠理由】

本学では職員研修計画を策定し、体系的な計画の中で職員を積極的に研修に参加させている。これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組を組織的に行っていると判断する。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

平成 24 年度までは、自己点検・評価の実施及びこれに関する事項を所管する組織として学長を委員長とする評価委員会を設置し、自己点検・評価のスケジュール作成や、自己点検・評価後の検証等を行っていた。同委員会は平成 25 年 4 月 1 日付けで企画・評価担当の副学長を室長とする企画・評価室に組織改編し、委員会の業務は企画・評価室へ引き継がれている。企画・評価室は、その円滑な運営を図るために企画・評価室会議を置くほか、必要に応じて部会やワーキング・グループを置き、専門的事項を処理している（別添資料 9-3-①-A）。

また、各部局においてそれぞれの自己点検・評価のために部局内に評価委員会を設置している。

全学規模及び部局単位の自己点検・評価を行う際には、ほとんどの場合、アンケート調査を実施し、収集したデータや意見を根拠とする評価に努めている。

なお、事務が保有するデータは、企画・評価室の事務を担当する総務課評価・広報室が収集し、大学の自己点検及び法人評価、認証評価に活かしている（資料 8-1-①-2）。

資料 8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

- 別添資料 9-3-①-A
「国立大学法人一橋大学企画・評価室設置要項」

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価は、企画・評価室が、その下に適宜部会やワーキング・グループを設置して実施している。自己点検・評価を行う際には、ほとんどの場合、アンケート調査を実施し、収集したデータや意見を評価の根拠としている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・

評価を行っている」と判断する。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科及び専門職大学院を中心とする部局単位の外部評価を行っている。

学生支援課では、社会科学系大学院におけるパッケージ型キャリア支援モデルを確立するため、平成24年度末に外部評価団による専門家3人を招聘し外部評価を行い、これまでの活動に対する評価する点と今後の課題等について報告を受けた。その中で、プロジェクトを成功させ、ここまで運営してきたことについて、世界的にみても大変高く評価できるとの評価を得ている（別添資料9-3-②-A）。この評価結果を反映するとともに、これまでの成果を踏まえ、平成25年度末に人文・社会科学系大学院生のキャリア支援形成に関する書籍『人文社会科学系大学院生のキャリアを切り拓く』（大月書店）を出版した。

法科大学院では、平成24年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価結果を得ている（資料9-3-②-1）。

国際企業戦略研究科では、平成25年度に一般社団法人ABEST21による認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価結果を得ている（別添資料9-3-②-B）。

国際・公共政策大学院では、4人の外部評価委員に、公益財団法人大学基準協会の「公共政策系専門職大学院基準」（平成22年2月）に掲げられている項目についての評価を委託し、書面調査及び現地調査を行っており、これまでに平成20年度及び平成24年度の2回実施している（資料9-3-②-2）。また、平成25年度に大学基準協会による認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価結果を得ている（資料9-3-②-3）。

全学的には、平成19年度に、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審している（資料9-3-②-4）。

また、毎事業年度、「業務の実績に関する報告書」を提出し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている（資料9-3-②-5）。

資料9-3-②-1 『平成24年度実施法科大学院認証評価評価報告書』

http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/pdf/hitotsubashi_h201303.pdf

資料9-3-②-2 『一橋大学国際・公共政策大学院外部評価報告書』

http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/2012_ExternalEvaluationReport.pdf

資料9-3-②-3 『一橋大学大学院国際・公共政策研究部・教育部国際・公共政策専攻に対する認証評価結果』

http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/pdf/H25ipp_hyoukakekka.pdf

資料9-3-②-4 本学ウェブサイト「大学機関別認証評価（平成19年度実施）実施結果」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/evaluation/niad-ue/2007.html>

資料 9-3-②-5 本学ウェブサイト「評価に関する情報」

<http://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment.html>

- ・ 別添資料 9-3-②-A
『社会科学系大学院におけるパッケージ型キャリア支援プログラム——キャリア支援大学院部門
設置による支援基盤の確立（平成 23 年度概算要求）外部評価報告書』
- ・ 別添資料 9-3-②-B
『経営分野別認証評価』結果について（通知）

【分析結果とその根拠理由】

各研究科及び専門職大学院を中心とした部局単位の外部評価を行っているほか、全学的にも、大学機関別認証評価や国立大学法人評価を受審している。また、社会科学系大学院におけるパッケージ型キャリア支援モデルを確立するため、平成 24 年度末に受審した外部評価では、プロジェクトを成功させ、ここまで運営してきたことについて、世界的にみても大変高く評価できるとの高評価を得た。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価の実施結果については、報告書としてまとめ、ウェブサイトで周知するとともに（資料 8-1-①-2）、所掌委員会や関係事務担当部課にフィードバックし、今後の管理運営の改善や業務上の指針の参考として活用している。

前回認証評価を受けた際に改善するよう指摘を受けた事項のうち、「大学院博士後期課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い」という指摘に対しては、商学研究科において、平成 24 年度から博士後期課程の入学定員を振り替え、修士課程経営学修士コースに外国人特別枠を設定し、アジアからの留学生の入学を促進するなど入学定員の適正化を実施したほか、法学研究科においても、定員の見直しに向けた検討を行っている。

平成 19 年度に導入された成績説明請求制度について、「答案やレポートの返却が教員個人の意向に委ねられているなど、成績評価そのもののあり方や関連する実務の問題については、大学としてのきめ細かい点検や工夫が不足している」という指摘に対しては、大学として教育改善を目的とするファカルティ・ディベロップメント（FD）を行うとともに（資料 5-3-③-1）、成績評価においては上位評価に集中しないよう、A 評価を得た学生数を A、B、C を与えられた学生総数の 3 分の 1 以下とするガイドラインを設定し周知することで（別冊資料 2 ①）、教員個人の意向に委ねないよう工夫している。また、学生による成績説明請求及び成績説明再請求の制度を機能させ、成績評価に納得できない学生の質問権利を保証することで教員の意向優位を相対化している（別冊資料 2 ②）。

「FD 活動は、全学及び部局レベルのシンポジウム・研修会として着実に実施されているが、それらを通じてどのように教育や授業の改善が行われているかについての具体的な検証が不足している」という指摘については、各研究科及び専門職大学院において FD 活動を踏まえた教育や授業の改善を行っている。

例えば、経済学研究科において、平成 24 年度に実施した英語による講義方法に関する FD を効果的に活用し、

平成25年度には英語での開講科目を10科目増加させた。また、法科大学院において、FDを実施し、平成26年度から、1年次から2年次への進級要件として、必要単位の修得のほか、進級試験を課すこととした。なお、平成26年3月に法科大学院1年生に対して、進級判定に影響を与えないものとして試験を試行している(別添資料8-1-①-A)。

資料8-1-①-2 本学ウェブサイト「自己点検・評価報告書一覧表」

資料5-3-③-1 全学FDの実施状況(平成20年度以降)

- ・ 別添資料8-1-①-A
 - ・ 法科大学院教授会議事要録・資料(平成25年12月10日、抜粋)
 - ・ 「一橋大学法学研究科法務専攻(法科大学院)規則の一部改正について(案)」
 - ・ 「進級試験の試行のお知らせ」
- ・ 別冊資料2
 - 『平成26年度学士課程履修ルールブック』
 - ① 「I_【2】_12._(1)成績評価と単位の認定」(66-69頁)
 - ② 「I_【2】_12._(3)成績説明請求制度について」(71頁)

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施結果は所掌委員会や関係事務担当部課にフィードバックされ、これを受けて、管理運営の改善の取組を行っている。

前回の認証評価で指摘を受けた事項についても、入学定員の適正化を図るなど、改善に向けた取組を適切に実施しているといえる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組を行っていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の教育研究を戦略的に向上させるため、大学戦略推進経費を予算措置し、学長ヒアリングを行った上で、競争的資金への積極的な挑戦や教育研究の活性に繋がる事業に対して優先的に予算を配分している。
- コンプライアンス対策徹底のため、平成24年12月から、コンプライアンス等を担当する副学長を新たに配置し、コンプライアンス研修の内容の精査を行ったほか、大学院入試における成績等開示サービスの実施体制について、その方針を示した。
- 各部局から毎週提出される「コンプライアンスレポート」により、学内に顕在又は潜在する多種多様な業務リスクに関する情報を収集している。

【改善を要する点】

該当なし